

## 部落史〇×クイズに挑戦しよう！

被差別部落の歴史に関する以下の問題について「〇」か「×」かを考えてみましょう。

- 第1問** 部落差別は、江戸時代のころに始まったとされている。
- 第2問** 江戸時代、「士農工商」という言葉は一般的に身分の上下を指す言葉として使われていた。
- 第3問** 江戸時代、被差別部落の人々は他の人々よりも下の身分に位置づけられていた。
- 第4問** 被差別部落の人々は、河原や荒地のような生活条件の悪い所や、村や町の外れに住まわされ、当時の人々の好まない役目を負わされていた。
- 第5問** 江戸時代、被差別部落の生活は農民以上に貧しく苦しかったため、被差別部落では人口が減少した。

### 【答え】

#### 第1問 ×

部落差別は江戸幕府がつくったものではなく、中世（平安時代～室町時代）の頃が起源であるとされている。かつて日本では、死・出産・自然災害など、非日常的なものを「けがれたもの」と考える風潮があった。そのけがれを清める役割（葬送・死牛馬の処理・行刑など）を担った「キヨメ」と呼ばれた人々に対する「ありがたいけど恐ろしい」という考え方が、次第にけがれを清める者そのものを「けがれたもの」としてとらえ、敬遠・排除するようになったとされている。

#### 第2問 ×

「士農工商」は、古代中国で使われた「いろいろな人たち」という意味の言葉であり、身分上の序列を表す言葉ではなかった。ちなみに、百姓と町人は、主な居住地が農山村であるか町場であるかによって区別されていたと考えられている。

#### 第3問 ×

被差別部落の人々は、武士・百姓・町人などの枠に入らない「別の民衆」として、地域社会から排除されていたと考えられている。

#### 第4問 ×

被差別部落の人々は、職業上作業しやすい場所に住むことを自ら選択したと考えられている。皮革業を営む者なら、河原に住む方が死牛馬を解体し、皮を洗う上で都合が良かった。また、被差別部落の人々は、当時の人々の生活に必要な不可欠な仕事をしていたといえる。村や町を警備して治安を守ったり、能楽などの諸芸能や寺の庭園づくりを通じて日本の文化の発展に貢献したり、医者や医薬品製造などに従事して医学の発展に功績を残したりした人も多くいた。

#### 第5問 ×

被差別部落の人々は、一様に貧しかったわけではないとされている。江戸時代中期以降の日本の人口は、約3,000万人と停滞していったが、被差別部落の中には人口が増えている所もあった。その理由として、革細工、竹細工、履物の製造や販売など多様な仕事に従事していたため、経済力があつたことなどが考えられている。

《参考》「人権つうしん34号」（長野県教育委員会）「同和問題について考えよう【教職員用】」（神奈川県教育委員会）

いくつ正解できましたか？かつて部落の歴史をしっかり勉強した人ほど、間違えてしまったのではないのでしょうか。

近年の研究では、従来の部落史に対する見解が大きく変化しており、学校教育・社会教育の中で、私たち一人ひとりが部落史を改めて見直し、考え方を転換していくことが求められています。

編集・発行

山ノ内町教育委員会人権政策室

町では、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権尊重のまちをつくることを目的に、今後も教育及び啓発を進めてまいります。ぜひ、町で開催する各種研修会・講座へ参加し、一人ひとりが人権学習に取り組みましょう。

# リーフレット 同和問題

## 部落差別・同和問題って何？

一部の国民が特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由として受ける差別を「部落差別」といいます。また、部落差別を原因とする社会問題のことを「同和問題」といい、正当性や根拠のない、今日まで続く日本固有の重大な人権問題とされています。

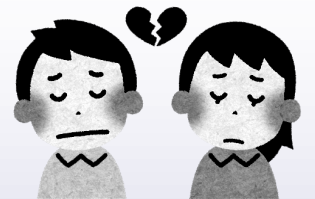
### 【部落差別の具体例】

特定の地域出身だから・・・

- ・結婚を反対される
- ・就職で不公平な扱いを受ける
- ・インターネット上に誹謗中傷が書き込まれる 等

## 私たちの生活に関わりはあるの？

私たちと関わりのある差別の一つが「結婚差別」です。これは、相手が同和地区出身かどうか調べたり、出身であることが分かると結婚を反対したりするなどの行為を指します。



2015年に中高地区4市町村の住民を対象に実施した「中高地区人権に係る住民意識調査」では、「あなた自身あるいはあなたの親戚や友人で、同和地区の人との結婚に関して、もめたり、反対にあつたりしたことを聞いたことがありますか。」という質問に対し、29%（120人）の人が「はい」と回答しています。それだけ結婚差別は私たちにとって身近な問題であるといえます。

自分は差別などしないと考えている人も、いざ身内の問題として直面したら・・・「自分事」としてとらえ、自分自身へ人権意識を問いかけましょう。

# 部落差別をなくすための法律 「部落差別解消推進法」

2016年12月16日に「**部落差別の解消の推進に関する法律**」（通称「**部落差別解消推進法**」）が公布・施行されました。

## どんな法律なの？

「**部落差別**」という言葉を使用した初めての法律

現在もなお部落差別が存在すること、部落差別は許されないものであり、解消することが国の重要な課題であることが示されました。

## どうして法律ができたの？

今もなお続く部落差別の現実があるから

インターネットの普及に伴い、ネット上に同和地区の地名リストが掲載されたり、差別的な書き込みがされたりするなど、匿名性や拡散性を巧みに利用した悪質かつ陰湿な差別が急速に増えています。



また、1969年に同和対策事業特別措置法（主に同和地区の住環境を改善することを目的とした法律）が制定されて以来、同和対策事業は2002年まで33年間にわたって実施されましたが、法の失効後「もう部落差別はなくなった」「同和行政は終わった」などの誤った認識や、部落差別の現実を無視・軽視する考え方が広がってしまいました。

### 【 部落差別に関連する事件 】

#### ●プライム事件

2011年11月、東京都内の「プライム総合法務事務所」の社長、司法書士、元弁護士、探偵会社代表ら5人が逮捕された事件。この事件では、全国の約20,000件の戸籍・住民票等が不正に取得されたといわれている。プライム社の社長は裁判で「客の依頼の85～90%は、結婚相手の身元調査だった」と証言した。この身元調査の多くは、相手が同和地区出身であるか否かを調べるために実施された。

#### ●『全国部落調査』復刻版出版事件

2016年2月、神奈川県川崎市の出版社「示現舎」（代表M氏）が「全国部落調査 部落地名総鑑の原典 復刻版」と題した書籍を販売するとネットで発表し、予約の受付を開始した事件。この書籍は、1936（昭11）年に政府の外郭団体が作成した調査報告書「全国部落調査」の復刻版であり、全国5,367の同和地区の地名、戸数、人口、職業、生活程度が詳細に記載されている。身元調査が横行するなかでのM氏のこのような言動は、同和地区出身者を暴く行為そのものであり、部落差別を助長する許しがたい差別行為にほかならない。

【参考】「ストップ部落調査」全国部落調査復刻版出版差し止め事件裁判

## 「本人通知制度」 を利用しよう！

個人情報  
を不正に  
取得されない  
ために・・・

事前に登録することで、住民票の写し等を第三者へ交付した際に、その事実を知らせてくれる制度です。個人情報の不正取得を防ぐことで、差別につながる身元調査をなくすことができます。山ノ内町では健康福祉課住民環境係の窓口にて、無料で登録申請ができます。【問】0269-33-3116  
一人ひとりが事前登録をして、自分自身の人権を守りましょう。

## 部落差別の解消のために

～関心をもって正しく理解すること～

あなたは、部落差別のことを次のように考えてはいませんか？



果たしてこのような考え方は本当に正しいのでしょうか。「そっとしておけば差別はなくなる」、「寝た子を起さず」という考え方をすることは、現在差別を受けている人が、差別がなくなるまで耐え続けなければならないことを意味します。また、部落差別をよく知らない人が、誤った知識や偏見を持つ人の話を聞いたり、ネット上の悪質な差別書き込みを読んだりすることで、それらの情報に影響を受けて悪質なく差別の加害者となる可能性があります。つまり、このような考えを持つことは結果として差別を温存し、認めることとなり、部落差別の根本的な解決にはならないのです。

同和問題は、目に見えにくい人権問題です。しかし結婚や就職といった人生における大切な場面で表面化します。「当事者だけの問題だ」と無関心にならず、誰もが出会う可能性のある問題、個々の意識が問われる問題として部落差別の歴史や現状をもう一度いっしょに学び直しませんか？

正しく理解すれば、差別の理不尽さに気づくことができるはずですよ。

